報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
28	管財課	【土地建物使用料】 使用許可及び減免に係る事務について 実務上、使用許可及び減免に係る事務について、 担当者が判断に迷う使用許可申請または減免申請が ある。「Q&A」の作成、研修体制の充実、本庁所管課 における過去事例の引き継ぎ等より、実務の効率化を 図りながら、使用許可業務が円滑に行われる対応を 検討されたい。	過去に管財課に問い合わせのあった類似事例(管理、使用許可、普通財産貸付・処分等)をデータベース化し、各種問い合わせに対しスムーズに対応できるようにした。 当面、当該データ(考え方等)は管財課内のみで活用し、問い合わせ対応という形で関係課へのサポートを行い、使用許可業務が円滑に行われるよう対応していく。 研修については、現状実施している県有財産システムの操作研修の中で、必要に応じて使用許可及び減免に係る注意点等の説明を行うことで対応していく。
33	警察本部交通規制課	【パーキングメーター作動等手数料】 パーキング・メーターの設置継続の要否についてパーキング・メーターの運用について、費用が収入を上回る状態にある。しかし、駐車違反を防止するとの観点からは、財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討するべきではない。道路の占用は交通安全の観点から制限されるべきである法律の趣旨、駐車している車によって通行が阻害されていることなども総合的に考慮しなければならない。財務情報及び非財務情報を活用し、パーキング・メーターの設置継続の要否を引き続き検討されたい。	パーキングメーターの利用状況や周辺環境などについて調査した結果、 ①1日当たりの1基の平均利用回数は、平成8年度の約7.1回をピークに平成27年度は約1.2回までに減少。 ②設置した昭和62年は、買い物客等が多く、周辺駐車場にも限りがあったが、周辺に多数の有料駐車場(13箇所、収容台数294台)が整備された。上記のことが明らかとなり、警察庁が示す「時間制限駐車区間の交通規制基準」の基本的考え方である「駐車需要は路外駐車場で満たすという原則を踏まえ、地域の駐車需要と路外駐車場との供給バランス、当該地域の駐車需要と路外駐車場との供給バランス、当該地域の駐車需要と路外駐車場との供給バランス、当該地域の駐車需要と路外駐車場との供給バランス、当該地域の駐車需要と路外駐車場との供給がランス、当該地域の駐車需要と路外駐車場との供給がランス、大のとする」という基本的な考え方に合致しなくなったため、交通の安全と円滑化の観点からパーキングメーターを撤去することとした。平成28年12月県議会、文教公安常任委員会においてパーキングメーター撤去等に関する説明を行った後、平成29年2月末までにパーキングメーターを撤去した。 11年間、11年間、11年間、11年間、11年間、11年間、11年間、11年
37	道路整備課	【道路占用料】 「山形県道路占用規則」によれば、占用予定者 は占用期間開始1か月前に申請し、県の許可を 受けるべきところ、占用開始後の許可となった案 件がある。事後許可による占用が発生しないよ う、早期に更新手続きが完了するように対応すべ きである。	総合支庁担当者会議において、事後許可となることがないよう注意喚起を行った。(なお、平成25年度以降、このような更新後の占用期間開始後に許可を行った案件は発生していない。)
38	道路整備課	【道路占用料】 公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過去から道路を占用していた案件が確認された。県として、日常の道路パトロールの強化により、不法占用の防止に留意されたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施されたい。	務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による占用状態のパトロールを適切に実施するよう注
38	道路整備課	【道路占用料】 公衆街路灯の設置に関して占用許可の申請漏 れが確認された。住民に対して、道路を占用する 際には申請を行い、県の許可が必要であることを 周知徹底する取組みを検討されたい。	県ホームページ内の道路占用許可に関する ページの内容を充実させ、周知を図った。

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
39	道路整備課	【道路占用料】 条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用があり、本庁(道路整備課)では、事務の取扱いに注意喚起をすることが必要な場合には、通知を発出するなどして各総合支庁への周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情報提供体制が構築されているとは言えないため、本庁への確認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善方法を検討されたい。	総合支庁からの照会等のうち全県的に周知する必要があるものについては、随時担当者へメール等により情報提供を行うことにより、迅速に情報の共有化を図り、事務効率の向上に努めている。
44	河川課	【河川水面使用料及び占用料】 占用許可にあたり、河川区域外への移転を促す特記条件を設けている許可に関しては、占用者の移転に向けた対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占用許可のあり方を検討されたい。	容についての進捗を確認している。現状を把握
81	建築住宅課	【県営住宅使用料】 不納欠損処理について、庄内総合支庁では チェックリストやフロー図を作成し事務の効率化 を図っている。このような有効な取組みが他の総 合支庁でも共有されるよう検討されたい。	庄内総合支庁で作成したチェックリストやフロー図を参考に、他の総合支庁でも活用できるよう平成26年8月7日開催の担当者会議で情報共有した。
81	建築住宅課	【県営住宅使用料】 催告書発送のためのリストは指定管理者が作成しているが、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な事務時間を費やしている。手作業により作成しているため事務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削減を検討されたい。	滞納家賃が3か月に相当した場合に催告書を送付することとされているが、新システムにより催告書を送付すべき者をリストアップできるようにした。
92	子ども家庭課	【母子寡婦福祉資金特別会計】 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励 手順マニュアル」において、督励に関する記録簿 となる償還指導記録カードの作成を義務付けて いる。 置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、母子寡婦記事台帳の機能を利用 し同様の内容をシステムに入力している。事務的 に同様の作業が行われており、作業の効率を悪 化させている。記載内容が網羅させていれば、 償還指導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二重の事務作業を解消するよう検 討されたい。	「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励 手順マニュアル」を改正し、「償還指導記録カードにその経緯を記載する」という部分を「償還指導記録カード等にその経緯を記録する」とした。また、償還指導記録カードの様式に「(参考様式)」と入れた。(H26.10.1施行)

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
92	子ども家庭課	【母子寡婦福祉資金特別会計】 各総合支庁では、年1回12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金の継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。 一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。	平式96年度由に タ絵会古庁に対して周める
141	病院事業局 県立病院課	【平成21年度の措置状況 過年度医業未収金】 文書催告の件数について、本人と保証人を区 別した集計を行っておらず、保証人に対する具 体的な実施件数を把握することができない。保証 人に対する手続についての管理資料として有効 に機能するよう、文書催告の件数については本 人と保証人を区別して集計を行うことを検討され たい。	各病院で行っている文書催告について、保証 人への通知件数、回収率等を把握するため、本 人と保証人を区別しての集計方法に改善した。
153	地域福祉 推進課	【平成21年度の措置状況 生活保護返還金】 平成22年生活保護基準改定説明会の資料を 閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースにつ いて担当者間の引き継ぎに留意すること(文書保 存年限5年経過後も廃棄しない等、対応するこ と)」を出席者に口頭で指導した旨の記録があっ た。 地方公共団体の人事政策により所管の担当者 は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口 頭による指導ではその有効性は確保されないと 考える。当該指導に関して、文書での通知や規 程へ盛り込むなどの対応が必要である。	各総合支庁に対して当該指導に関する文書を 通知し、再度周知を図った。 (H25.9.24付け健企第1721号健康福祉企画課 長通知)
171	税政課	【滞納整理の強化】 個人県民税の滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。	綱」に基づく協約書を締結し、滞納整理を実施している。

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
176	税政課	【納税環境の整備】 自動車税の納税通知書の返戻整理簿について、村山総合支庁において一定期間更新されていない。返戻整理簿が適時に更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確実な実施を担保されたい。	返戻整理簿の適時適切な更新と転送等の事務 手続きの確実な実施について、通知により周知 徹底を図った。 (H26.4.25付け税第51号税政課長通知)
183	教育庁総務課	【自動販売機設置場所貸付収入】 入札説明書の記載について、年間販売本数を 把握しているにも関わらず「不明」として募集をし た案件があった。販売本数は、業者が入札の意 思決定をする上での有用な情報であり、今後は 情報の記載漏れのないよう対応されたい。	平成26年4月に開催した県立学校事務(部)長会議において、当該事案について関係資料配付のうえ説明し、入札手続き時に留意するよう周知した。
184	病院事業局 県立病院課	【自動販売機設置場所貸付収入】 病院事業局については、福祉団体等が設置した自動販売機や募金付き自動販売機以外に、 民間団体に対しての使用許可による自動販売機 設置事例が確認された。病院事業局の経営上、 これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替 えることは有益と考えられるため、病院事業局に おいても「自動販売機の設置場所貸付に係る行 政財産貸付事務取扱要領」を参考に、自動販売 機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。	知事部局に準じ、病院事業局の要領を制定し た。
191	産業政策課	【命名権収入】 命名権収入】 命名権の対象となる施設について開示例をさらに充実させるべきと考える。 具体的には、対象施設の概要のうち、施設利用者数については、一覧表と併せて開示することを検討されたい。 また、現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開示を検討されたい。	企業の応募意欲を高めるため、例示一覧表に 施設利用者数を掲載するとともに、例示施設の 拡充、施設のグループ分けを行った。

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
198	商業·県産品 振興課	【アンテナショップに係る収入】 賃料等の今後の見直しについて アンテナショップの運営事業者からの賃料について、定期的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者の収支状況を把握する必要があるが現状決算書等の入手を行っていない。新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのために、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくことを検討されたい。	平成26年度より運営事業者から年1回決算書 の提出を受けている。
208	管財課	(広告掲出事業に関する収入) 「県庁舎内広告」掲出については、不調となる 入札案件があるという現状から、広告媒体を拡大 できる余地は少ないと考える。ただし、県庁舎以 外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検 討する余地があると考える。県では、「県有財産 の総合的な管理・活用の推進」に取り組むことと しており、県有財産の有効活用の観点から、各 県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大につ いても検討されたい。	者の費用により掲示板を設置し県の行政情報と 企業広告を掲示するといった内容の「広告付掲 示板の設置場所に係る行政財産貸付制度」を平 成26年4月より施行した。 制度の周知を行い、企業広告の拡大を図って
209	広報室	【広告掲出事業に関する収入】 「山形県ホームページバナー広告」に関しては、スペース上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空きが生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。しかしながら、アクセス数自体は月平均約243,000件と広告媒体としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を検討されたい。	ホームページでの案内、広告代理店・広告掲載 実績企業への募集案内の送付)に加え、空きが 生じた場合には県内広告代理店・企業等への個 別勧誘による広告主の新規開拓を行うなど、広
223	みどり自然課	【やまがた緑環境税】 みどり環境交付金事業の普及のためには県と 市町村との連携が不可欠である。県は各市町村 の広報の取組を定期的に把握するなどし、普及 広報がより徹底されるよう対応されたい。また、や まがた緑環境税がどのように使われているか県 民の目に見える形での周知活動・普及活動の取 組を一層増やしていくことを検討されたい。	みどり環境交付金事業実施要領を改正し、市町村に対してやまがた緑環境税を活用した事業であることを広く普及広報することについて義務付けするとともに、普及広報の実施状況について報告を求めることとし、徹底を図っている。また、同税活用の周知の取組みとして、今年度から新たに、同税を活用した事業で設置された案内図等の標示看板やゴミステーションなど県民の目につきやすい木製構造物に、税を活用している旨の「木製プレート」を掲示し、広く県民にPRしていく。

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
230	循環型 社会推進課	【産業廃棄物税】 産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。	産業廃棄物税を効果的に活用するために、平成26年度以降は、事業者等のニーズを踏まえて循環型社会の形成や循環型産業の振興に関す
234	税政課	【産業廃棄物税】 課税事務調査実施時の調査報告書については、様式が定められていないことから、各総合支庁において独自のチェックリストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されている。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率的な課税事務調査に努めていただきたい。	事務処理要領に係る運用通知により、調査書 (チェックリスト)様式を策定した。 (H26.9.25付け税第233号税政課長通知)